学問・思想の自由の侵害に対する声明

さいきん、最高裁は青法協会員に対する不当な再任拒否をおこなった。政府・文部省は差別と 選別を強化しようとする中教審答中にもとずく教育体制の再編成をねらい、東京教育大学評議会 は三教授に対し、辞職を勧告した。このようななかで、自由党は沖繩の科学者を学術会議に入れ ないことを決定したばかりでなく、「学術会議は偏向している」とか「学術会議の望ましい姿」な どと称して学術会議に対して不当な攻撃と干渉を強めている。

これまでも、政府・自民党は1958年に科学技術会議を発足させ、日米科学合同委員会の設置、研究学園都市計画の立案、学術審議会の設置、科学技術会議の5号答申などの一連の施策のなかで学術会議の役割を極度に軽視し、科学者の良心とは相反する独占企業中心、対米依存の科学技術政策をおしすすめてきている。

これら一連の事態は学問と思想の自由への重大な侵害であり、国民と結びついた科学の発展を 願う全国民に対する明らかな挑戦である。

学術会議は1949年に設置されて、内外に向って科学者の意志を代表する機関として、日本の自 主的民主的な発展のために大きな役割を果してきた。

また、地学団体研究会は創立以来、国民のための地学を発展させるため、あらゆる障害に立ち むかって努力してきた。このような立場から、私たちは法曹界、教育界、学界における前記のよう な異常な事態について、深刻な憂慮の念をいだかざるをえない。

私たちは第55回学術会議総会で採択された声明を支持し、すべての民主的な諸学会、諸団体と 共に共同歩調をとり、このような深刻かつ危険な事態に対して、学問と思想の自由を守るために 断固斗うことを誓い、ここに声明する。

> 1971 年 5 月 5 日 地学団体研究会第 25 回総会